

広域系統整備計画の進捗状況について (報告)

2020年12月2日
広域系統整備委員会事務局

- 業務規程第62条（広域系統整備計画の進捗状況の把握）に基づき、広域系統整備計画の進捗状況を報告する。
 - 東京中部間連系設備に係る広域系統整備計画（第12回 進捗報告）
 - 2016年6月 広域系統整備計画策定
 - 2027年度末 増強完了予定
 - 東北東京間連系線に係る広域系統整備計画（第11回 進捗報告）
 - 2017年2月 広域系統整備計画策定
 - 2027年11月 増強完了予定

■ 事業実施主体（東京電力パワーグリッド、中部電力パワーグリッド、電源開発送変電ネットワーク）より送配電等業務指針第53条に基づき四半期（2020年9月末時点）の進捗状況が提出され、当初予定の運開時期に向け進行中であることを確認。

■ 主な実施事項（2020年7月～2020年9月末）

佐久間東幹(山線)他

➤ 調査・測量業務（技術測量・地質調査）、環境調査(猛禽類他)、設計業務実施中

新佐久間FC(仮称)

➤ 基本設計業務と発注仕様書案作成、土木工事実施設計を実施中

東清水FC

➤ 土木、建築、電気工事実施中

東清水線

➤ 調査・測量業務、環境調査(猛禽類他)実施中

東栄変電所

➤ 土木、電気工事発注（土木工事9月、電気工事7月発注）

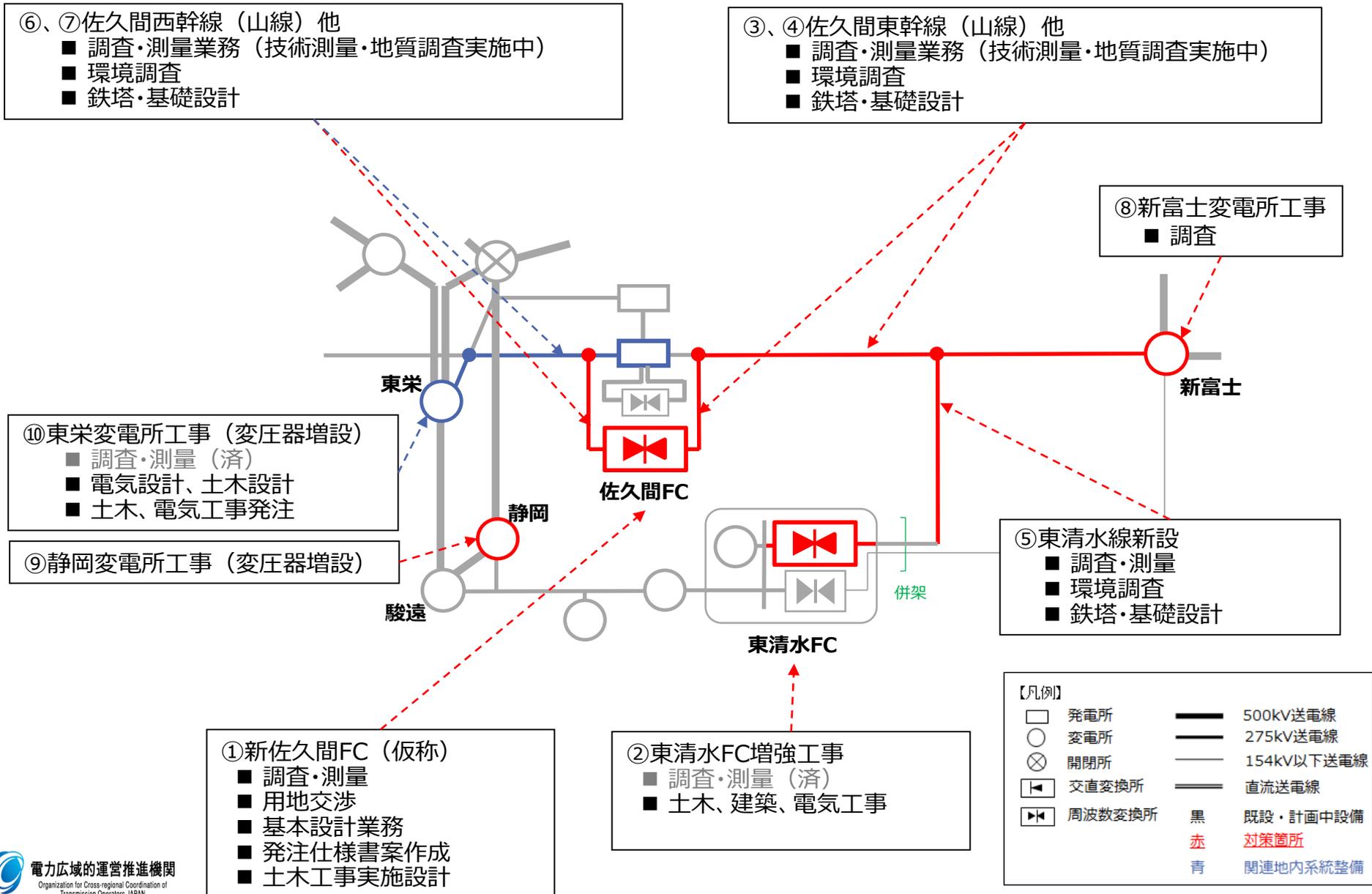
その他

➤ 重要送電設備等指定に係る変更報告の経済産業省へ提出（7月3日提出済み）

- 今後の予定等（2020年10月～）

- 各工事において調査・測量、用地対応等を順次実施

1-1. 主な実施事項 (2020年7月~2020年9月末)



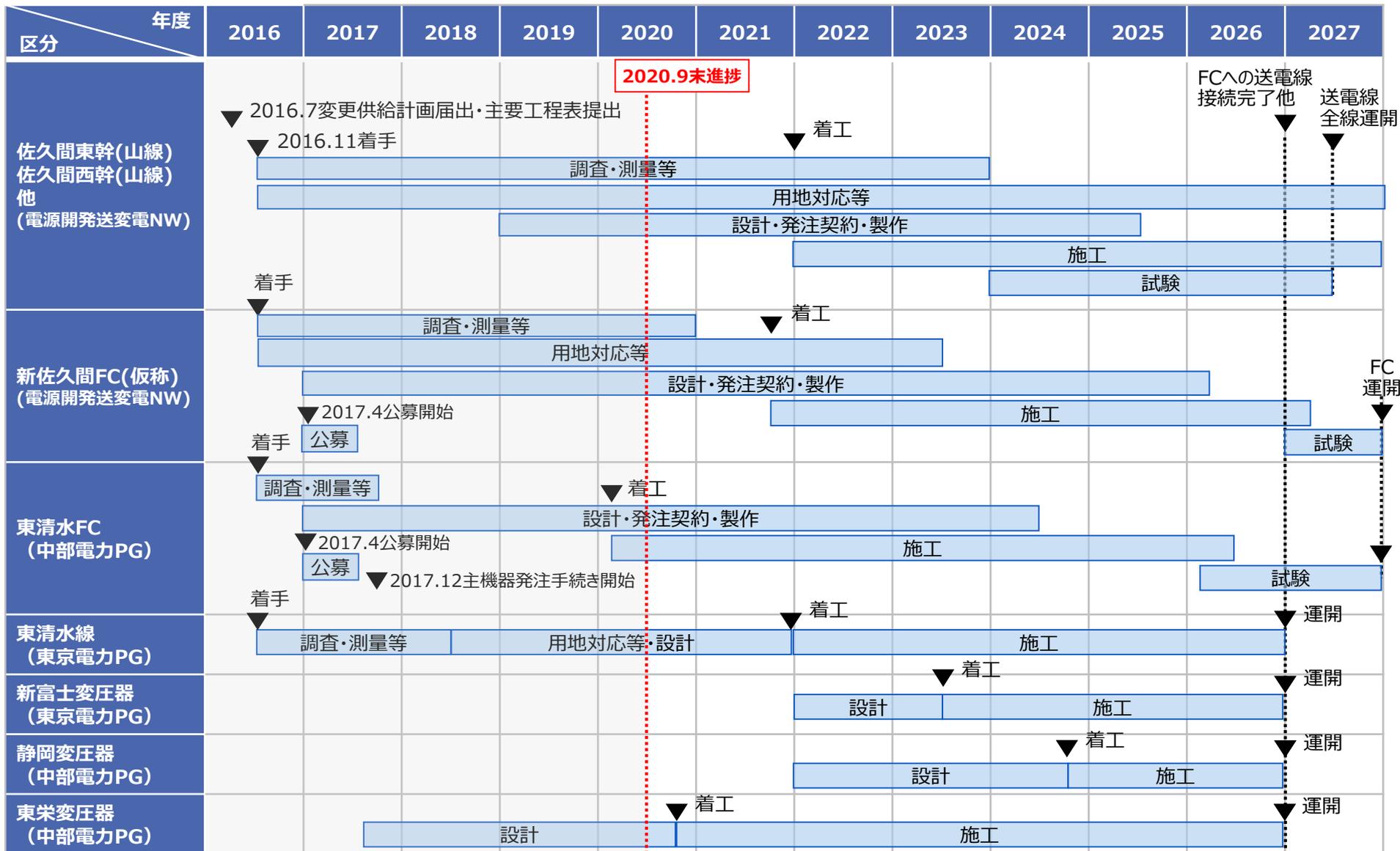


東栄変電所の状況（着工前）



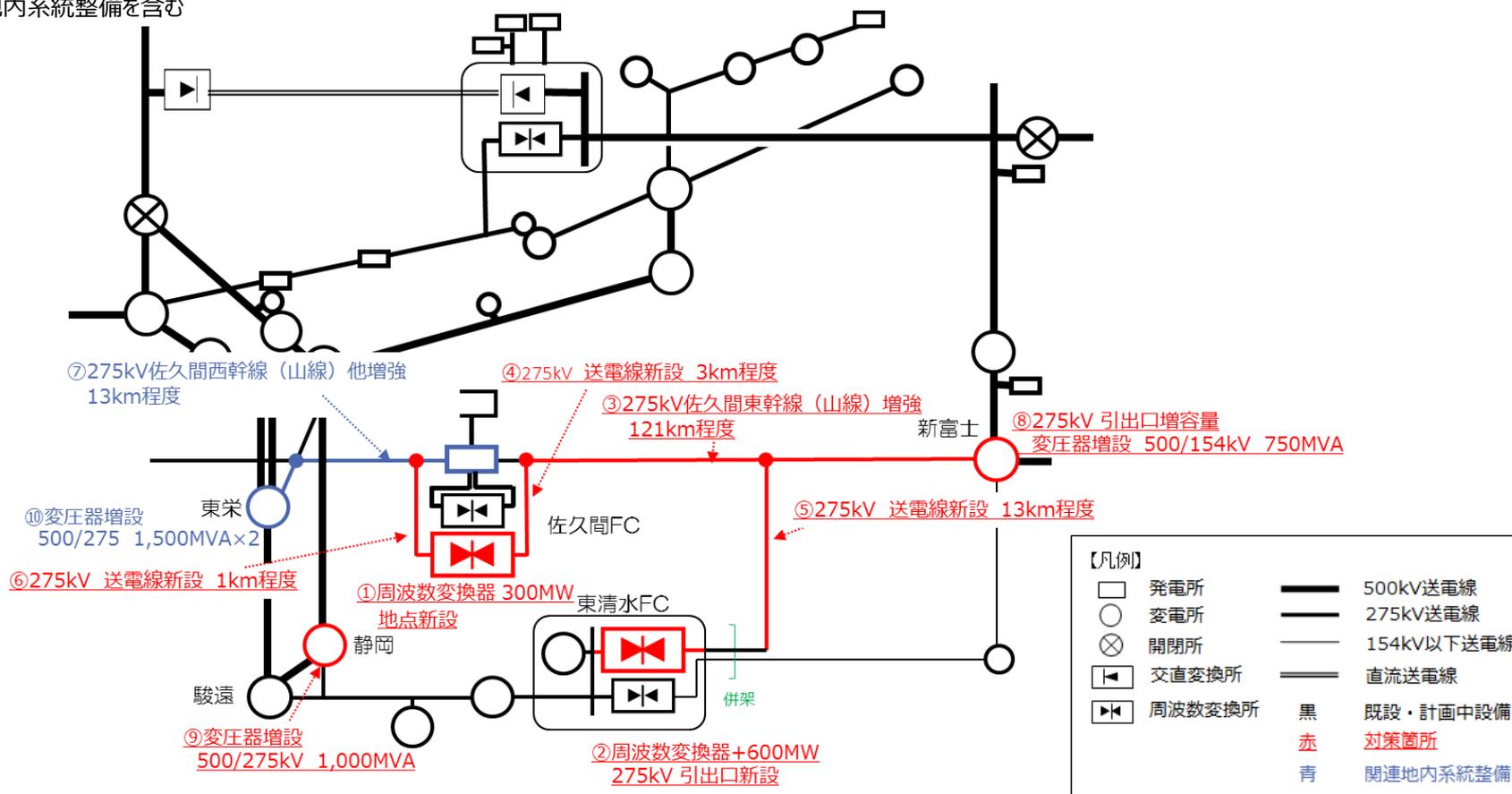
東清水FC増強工事の状況

1-3.主要工程



事業実施主体	主な工事
東京電力パワーグリッド	⑤東清水線新設、⑧新富士変電所工事
中部電力パワーグリッド	②東清水FC増強工事、⑨静岡変電所工事、⑩東栄変電所工事※
電源開発送変電ネットワーク	①新佐久間FC（仮称）新設工事、 ③④⑥⑦佐久間東幹線（山線）増強工事・佐久間西幹線（山線）増強工事※他

※関連地内系統整備を含む



2. 東北東京間連系線に係る広域系統整備計画

- 事業実施主体(東北電力ネットワーク)より送配電等業務指針第53条に基づき四半期(2020年9月末時点)の状況が提出され、当初予定どおりの運開に向け進行中であることを確認。
- 主な実施事項 (2020年7月～9月末)

広域連系北幹線

- 台風19号によるルート近傍での一部土砂崩れについての影響調査の結果、ルートを一部見直しすることとし、調査・測量等を実施中
- 仙台市環境影響評価条例等に基づく環境アセスを実施中
- 想定ルート上に計画されている大規模太陽光等との協議・調整 (～2020年度目途)
- 所在不明地権者等調査および財産管理制度の活用 (～2020年度目途)

広域連系北幹線，広域連系南幹線，相馬双葉幹線接続変更，開閉所引込工事

- 地質調査や環境影響調査業務等の実施 (2020年4月～)
- 地質調査に伴う補償交渉，用地測量および用地取得業務の実施
 - ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため，ソーシャルディスタンスを確保した対面に加え，郵送や電話も活用して実施

広域連系開閉所

- 台風19号による開閉所アクセス道路一部損壊個所の復旧 (～2020年内目途)

2. 東北東京間連系線に係る広域系統整備計画

■ 今後の予定等（2020年10月～）

- 地質調査に伴う補償交渉、用地測量および用地取得業務の継続実施
- 広域連系開閉所新設ならびに宮城中央変電所500kV送電線引出工事のうちGISの発注契約手続きの実施
- 広域連系開閉所新設土木建築工事のうち敷地造成工事の実施（2020年12月～2022年11月）

■ 参考

<広域連系開閉所>

- 台風19号による開閉所アクセス道路一部損壊個所の復旧が必要な状況



林道ガードレール損壊・法面流出



林道路盤流出

2-1. 主な実施事項 (2020年7月~2020年9月末)

② 広域連系北幹線新設

- 地質調査、環境影響調査業務等
- 地質調査に伴う補償交渉、用地測量および用地取得業務
- 鉄塔・鉄塔基礎設計
- 電磁誘導調査

⑥ 宮城中央変電所500kV送電線引出

- 調査等 (済)
- 電気設計、土木設計

⑤ 広域連系開閉所新設

- 調査・測量 (済)
- 電気設計、土木設計
- 土木建築工事のうち敷地造成工事

④ 広域連系開閉所への既設500kV送電線引込

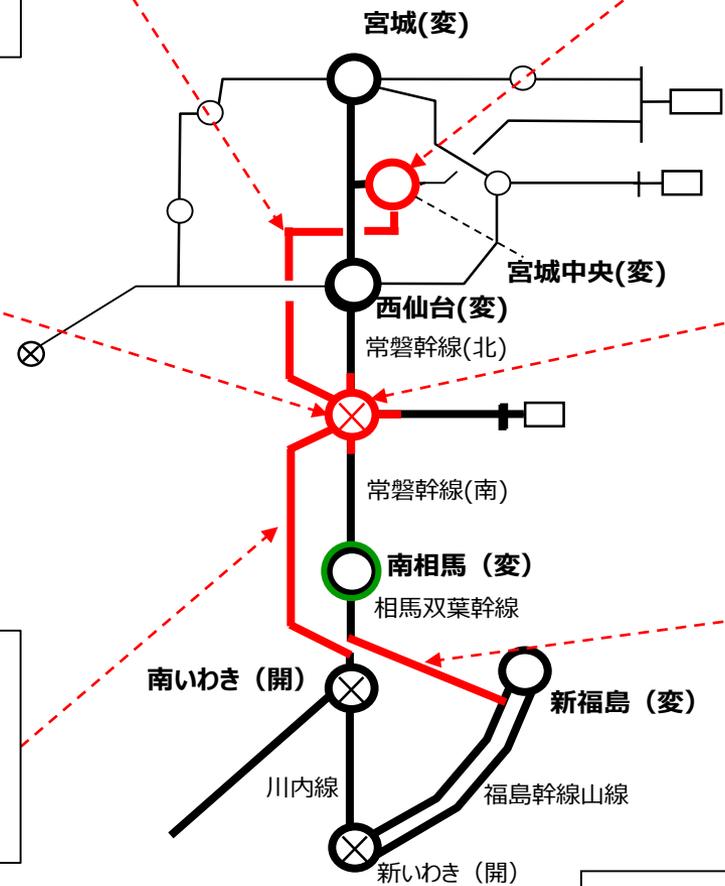
- 地質調査、環境影響調査業務等
- 地質調査に伴う補償交渉、用地測量および用地取得業務
- 鉄塔・鉄塔基礎設計
- 電磁誘導調査

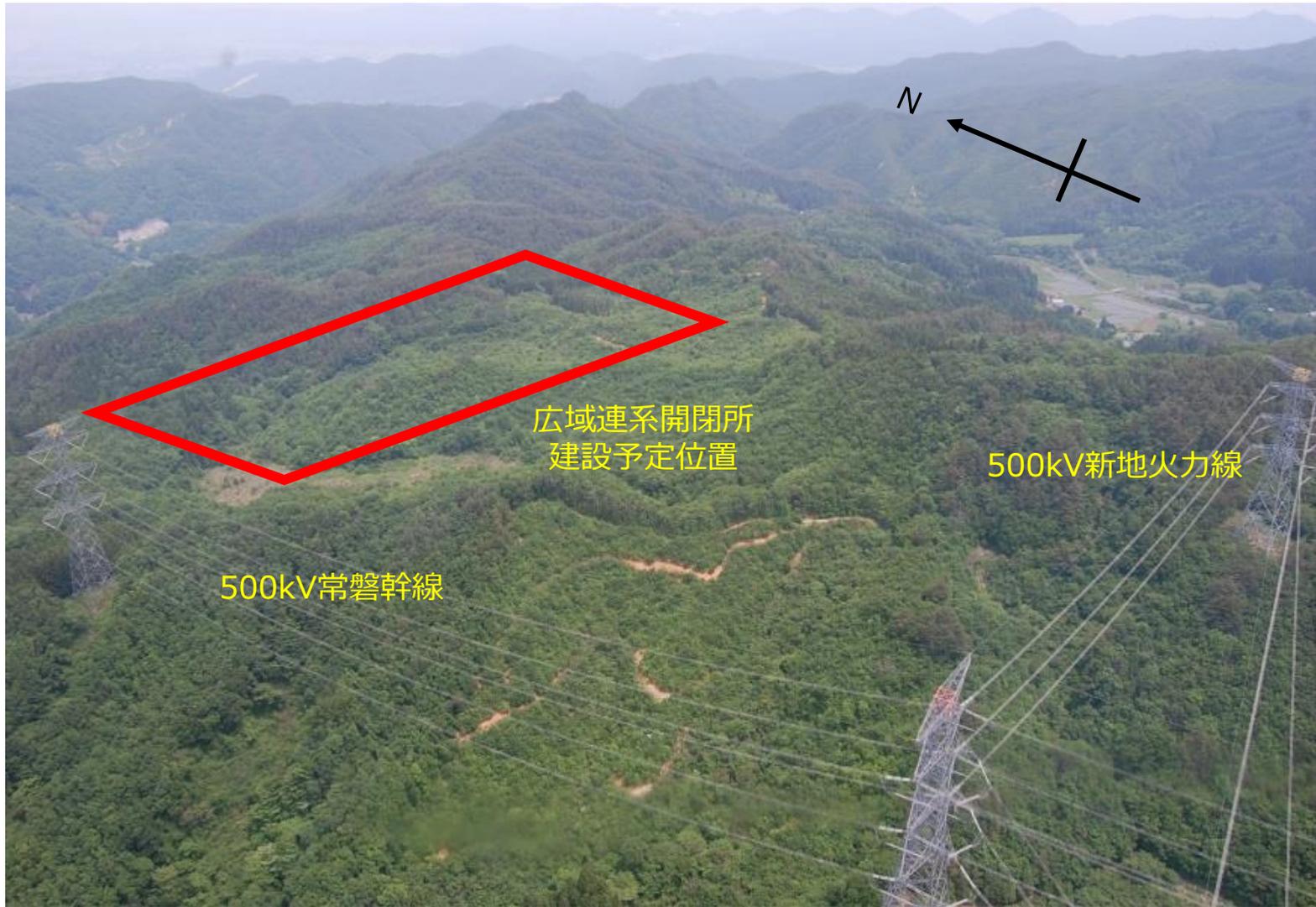
① 広域連系南幹線新設

- 地質調査、環境影響調査業務等
- 地質調査に伴う補償交渉、用地測量および用地取得業務
- 鉄塔・鉄塔基礎設計
- 電磁誘導調査

③ 相馬双葉幹線接続変更

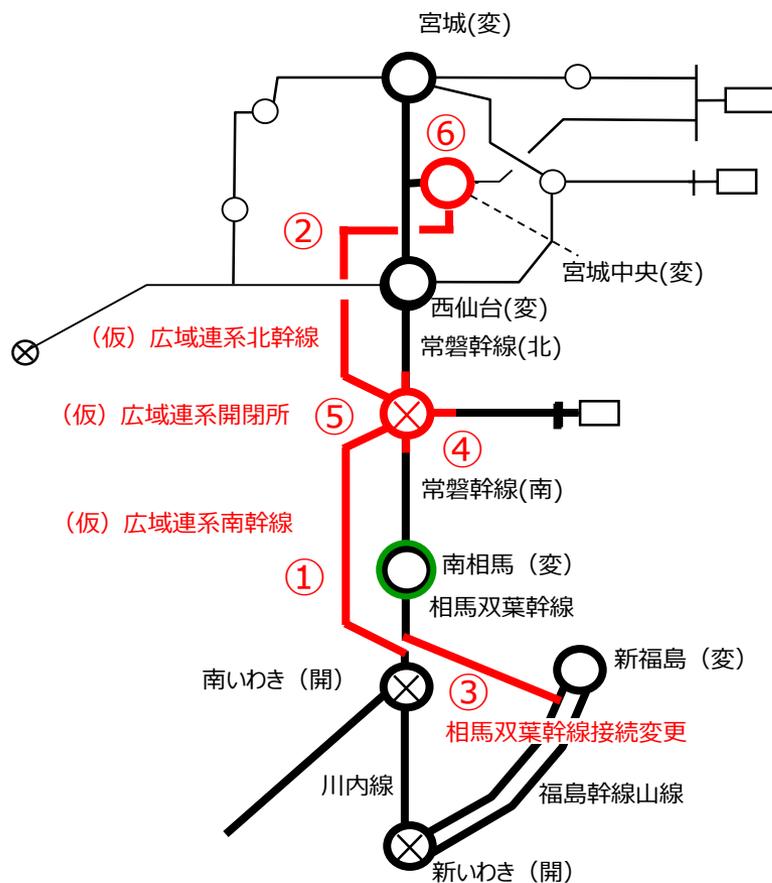
- 地質調査、環境影響調査業務等
- 地質調査に伴う補償交渉、用地測量および用地取得業務
- 鉄塔・鉄塔基礎設計
- 電磁誘導調査





広域連系開閉所工事の状況

事業実施主体	主な工事
東北電力ネットワーク	① (仮) 広域連系南幹線新設、② (仮) 広域連系北幹線新設 ③ 相馬双葉幹線接続変更、④ (仮) 広域連系開閉所への既設500kV送電線引込、 ⑤ (仮) 広域連系開閉所新設、⑥ 宮城中央変電所500kV送電線引出



【業務規程】

(広域系統整備計画の進捗状況の把握)

第62条 本機関は、広域系統整備計画の策定後、事業実施主体から必要な情報の提出を受け、同計画の進捗状況を把握する。

- 2 本機関は、前項により提出された情報に基づき、必要に応じて現地確認を行い、広域系統整備計画の工程の遅延の有無等を確認するとともに、その内容を広域系統整備委員会に報告する。
- 3 本機関は、広域系統整備計画の進捗の遅延等により当該広域系統整備計画の目的に影響があると認めた場合は、その対応について広域系統整備委員会において検討を行う。

(広域系統整備計画の変更)

第63条 本機関は、用地事情、需要動向の変化その他やむを得ない事由が発生した場合において、広域系統整備計画を変更することが合理的となったとき又は広域系統整備計画の実現が困難となったときは、広域系統整備委員会において検討の上、広域系統整備計画を変更することができる。

- 2 前項にかかわらず、広域系統整備計画の変更が軽微なものである場合には、本機関は、広域系統整備委員会の検討を経ることなく、広域系統整備計画を変更することができる。但し、この場合、本機関は、広域系統整備計画の変更内容について、広域系統整備委員会に報告する。
- 3 本機関は、前各項に基づき、広域系統整備計画を変更した場合には、速やかに変更後の広域系統整備計画を公表するとともに、事業実施主体及び受益者に対し、広域系統整備計画の内容を通知する。

【送配電等業務指針】

(広域系統整備計画決定後の情報提供)

第53条 事業実施主体として選定された者は、本機関に対し、次の各号に掲げる時期に、次の情報を提出する。

- 一 広域系統整備計画決定後速やかに 広域系統整備計画の主要工程
- 二 四半期ごと 本機関が進捗状況及び今後の見通しを把握するために必要な情報
- 2 広域系統整備計画の進捗状況の確認は、業務規程第62条第1項に定めるところにより、前項により提出された情報に基づき、本機関が行う。